

## 議題 1

## 富士山火山防災対策協議会規約改正（案）の概要

## 1 改正の趣旨

活動火山対策特別措置法（以下「法」という。）が改正された（平成 27 年 12 月 10 日施行）ことに基づき、富士山火山防災対策協議会を法定協議会に改組する。

## 2 改正の概要

- ・ 第 1 条（目的）  
富士山火山防災対策協議会を法第 4 条第 1 項の規定に基づき、火山災害警戒地域をその区域に含む県及び市町村が共同で設置する旨を明記する。
- ・ 第 2 条（所掌事務）  
法で定められた協議会で協議すべき事項と整合をとった記載とする。
- ・ 第 3 条（協議会の組織）  
法第 4 条第 2 項で定められた協議会を構成する者を、新たに加える。（詳細は別表を参照）。  
会長及び副会長を、山梨県知事、静岡県知事が交代で行うこととする。
- ・ 第 7 条（部会）  
第 5 回協議会で設置すると報告した作業部会を明記する。
- ・ 第 10 条（協議結果の尊重義務）  
法第 4 条第 3 項の規定に基づき、構成員は協議の結果を尊重しなければならない旨を明記する。
- ・ 第 12 条（継承）  
協議会は、平成 28 年 3 月 24 日規約改正前の富士山火山防災対策協議会において協議した結果及び協議中のものを全て、現行のまま継承することを明記する。

## 3 新旧対照表及び規約（案）

資料 1 - 2、1 - 3 のとおり